

「困難女性を支える居場所づくりと地域づくり」

2022年5月に「困難女性支援法」（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律）が成立し、今年2024年4月に施行されました。日本で初めての人権理念をもつ女性福祉に関する法律が成立・施行されたこととなります。DV（配偶者間暴力）被害や性暴力被害、生活困窮など、女性が直面する生活問題が多様化しているなかで、同法は、女性の「意思の尊重」「人権擁護」を基本理念に掲げ、都道府県が基本計画を策定し、都道府県と市町村は、NPOなどが参加する「調整会議」を設置し支援内容を協議します。また、訪問支援や交流サイトを使った相談により問題の早期発見に取り組むことなどが規定されています。

本シンポジウムでは、高知県内で、女性の児童期、青年期、成人期の生涯を見据えた人権保障をどのように包括的に進めればよいかについて、関係団体等をパネリストに議論します。とくに、困難女性の居場所づくりや、女性が生き生きと安心して暮らせる地域づくりをどのように進めていくべきかを考えます。ご関心ある方々の積極的なご参加をお待ち申し上げます。

パネリスト（敬称略）

高橋敦子（高知県女性相談支援センター）
武樋保恵（にんしん SOS 高知みそのらんぷ）
中島香織（NPO 子どもシェルターおるき）
長澤紀美子（高知県立大学社会福祉学部）

コーディネーター

田中きよむ（NPO こうちネットホップ）

日時 2024年11月24日（日）

会場 高知県立大学池キャンパス（高知市池 2751-1）
大講義室

○受付 13時00分～
○開会 13時30分～
○終了 16時30分

○開催協力費 500円
(学生無料)



主催 こうちネットホップ(ホームレス支援と貧困問題を考えるこうちの会)

連絡先 ・田中きよむ(090-7144-4394)・下元博司(090-3789-3474)・霜田博史(090-4280-7296)